



まだ誰も知らない安心を、ともに。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1

www.aioinissaydowa.co.jp

自然資本や生物多様性の保全・回復に貢献する「汚染損害拡張補償特約」を発売 ～汚染物質の流出による損害賠償責任および汚染の浄化費用等を補償～

2022年6月22日

MS&ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（代表取締役社長：新納 啓介）は、自然資本※1・生物多様性の保全・回復に貢献する取り組みの第2弾として、汚染物質の流出による損害賠償責任および汚染の浄化費用等を補償する「汚染損害拡張補償特約」を6月から発売します。

※1 自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方

1. 背景

2022年12月に開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部にて、「ポスト2020生物多様性枠組」の採択が予定されるなど、自然資本や生物多様性に対して企業が果たすべき責任は重要となっています。その自然資本や生物多様性を毀損するおそれがあるケースとして、工場などの施設から汚染物質が流出することが挙げられます。そのため、事業者は汚染物質流出による万が一の事態に備えた態勢を構築しておくことが、これまで以上に求められています。

当社では従来から施設所有（管理）者賠償責任保険で、汚染に起因する損害賠償責任の一部を補償していましたが、汚染の浄化費用などは補償対象外としていました。そのため、今般、施設所有（管理）者賠償責任保険に付帯する特約として新たに「汚染損害拡張補償特約」を開発しました。

2. 概要

「汚染損害拡張補償特約」は、汚染物質が工場などの施設から公共水域へ不測かつ突発的に流出したことに起因する損害賠償責任に加えて、汚染の浄化費用などを補償する特約で、施設所有（管理）者賠償責任保険に付帯することにより、企業は汚染物質が流出した場合のリスクを幅広く補償することができます。

【汚染損害拡張補償特約の概要】

対象契約	施設所有（管理）者賠償責任保険				
募集開始日	2022年6月22日				
補償範囲 (イメージ)	事故原因	損害賠償金等			浄化費用等
		対人事故	対物事故	漁業権侵害	
	石油物質	△	○	○	○
石油物質以外	△	△	○	○	
○：施設所有（管理）者賠償責任保険に「汚染損害拡張補償特約」を付帯することにより補償					
△：施設所有（管理）者賠償責任保険で補償					

3. 今後の展開

今後も森林・水・土壌といった領域において、事故により毀損した自然資本や生物多様性の保全・回復に必要な費用を補償する商品・サービスを提供し、CSV×DX（シーエスブイバイディーエックス）※2を通じて社会・地域課題の解決に貢献していきます。

※2 CSV・・・Creating Shared Value（社会との共通価値の創造）

DX・・・Digital Transformation（データやデジタルを活用し、価値提供を変革させること）

以上

当社は、社会との共通価値を創造し、目指す社会像である「レジリエントでサステナブルな社会」を実現するため、SDGs（持続可能な開発目標）を道しるべとし、地域の皆さまに貢献する活動を行ってまいります。



あいおいニッセイ同和損保は、「CSV×DXを通じて、お客さま・地域・社会の未来を支えつづける」ことを目指しています。最先端・独自の技術やデジタル・データの活用、特色あるパートナーとの協業により、お客さま・地域・社会が真に求める新たな価値を提供していきます。また、国内外のあらゆる事業を通じて、お客さま・地域・社会とともに社会・地域課題の解決にグローバルに取り組めます。

